

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 8月22日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	ダイオキシン類調査業務委託ほか (合冊2件)		
業務場所	別紙仕様書のとおり		
委託期間	令和7年9月24日 ～ 令和8年3月31日 189日間		
業務概要及び条件	市内のダイオキシン類の調査を行う。		
予 定 価 格	¥1,309,000 (税込)	最低基準価格	¥916,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙、「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年8月28日(木) 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年9月17日(水) 場 所 宇治市役所 本館8階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は「金井戸埋立地水質調査」との合冊案件です。予定価格は2件の合計金額です。 落札決定後、内訳書を提出願います。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・入札参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。

次の①～③の全てを満たすこと。

①参加資格者名簿登録

②計量証明事業者（濃度：水又は土壌中の物質、特定濃度：水又は土壌中のダイオキシン類）

③特定計量証明事業者認定（水又は土壌中のダイオキシン類）

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和7年8月22日（金）午前9時から

令和7年9月 3日（水）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

仕 様 書

1. 業務名称

ダイオキシン類調査業務委託

2. 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3. 業務内容

(1) 業務内容

①測定対象物質

ア) 環境調査 (13検体)

土壌 (10検体)・水質 (2検体)・底質 (1検体) 中のダイオキシン類濃度

イ) 発生源調査 (3検体)

事業所の排出水中のダイオキシン類濃度

及び水質一般4項目 (pH、BOD、COD、SS)

※ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDDs)
ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)
コプラナーPCBs

②測定地点

宇治市内16箇所 (詳細は契約後に市が指定)

③測定日時

委託期間内で市が指定した日

④測定回数

1回とする

⑤検体の採取と分析方法

・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号【改正】平成21年環境省告示第11号)、
「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成12年1月14日環水土第12号【改定】平成21年3月)、「水質調査方法」(昭和46年9月30日環水管第30号)、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課【改定】平成21年3月)、「工業用水・工場排水中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法」(JIS K 0312)等に準拠すること。

- ・水質一般項目については、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号【改正】平成20年環境省告示第42号）及び、その他一般的に認められ、精度を確保できる方法とすること。
- ・検体の採取及び分析には環境計量士が立ち会うこと。

⑥報告

- ・検体採取後、契約期間内に報告書を2部環境企画課に提出すること。
- ・報告書には、計量証明事業者（事業の区分は計量の対象物質に応じた区分とする）の環境計量士による計量証明書を添付すること。
- ・報告書の書式等については担当者と協議すること。

（2）その他

市が指定する1箇所です重測定を行うこと。

4. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後、受注者の請求に基づき支払うものとする。

5. その他

- （1）環境計量証明事業者登録（事業の区分：濃度及び特定濃度）及び特定計量証明事業者の認定（認定の区分：水又は土壌中のダイオキシン類）を受けていること。
- （2）契約書第3条の業務処理計画書には次の事項を含むこと。
 - ・作業従事者名簿
 - ・担当環境計量士のダイオキシン類分析における実績
- （3）契約書第6条の着手届は業務処理計画書の承認をもって代えるものとする。
- （4）検体の採取及び分析、報告等に疑義が生じた場合は、受託業者の責任において再度試料の採取等の作業を行うものとする。

仕 様 書

1. 業務名称

金井戸埋立地水質調査

2. 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

3. 業務内容

別紙「特記仕様書1」に記載のとおり。

4. 委託料の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後、受注者の請求に基づき支払うものとする。

5. その他

- ① 環境計量証明事業者登録（事業の区分：濃度及び特定濃度）及び特定計量証明事業者の認定（認定の区分：水又は土壤中のダイオキシン類）を受けていること。
- ② 契約書第3条の業務処理計画書には次の事項を含むこと。
 - ・作業従事者名簿
 - ・担当環境計量士のダイオキシン類分析における実績
- ③ 契約書第6条の着手届は業務処理計画書の承認をもって代えるものとする。
- ④ 検体の採取及び分析、報告等に疑義が生じた場合は、受託業者の責任において再度試料の採取等の作業を行うものとする。

特 記 仕 様 書 1

1. 業務名称

金井戸埋立地水質調査

2. 業務内容

①測定対象物質（分析項目は別紙）

- a) 放流水（1 検体）
- b) 地下水（2 検体）

②測定地点

金井戸埋立地（宇治市宇冶金井戸7）

③測定日時

委託期間内でまち美化推進課が指定した日

④測定回数

1 回

⑤検体の採取と分析方法

- ・本調査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物の最終処分場の水質を対象としたものである。調査にあたっては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」「ダイオキシン類対策特別措置法」等の関係法令に準拠した方法で行うこと。
- ・ダイオキシン類については、「最終処分場に係るダイオキシン類の水質検査の方法※1」に準拠した方法とすること。
- ・その他の品目については、「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法※2」、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法※3」及び、その他一般的に認められる精度を確保できる方法とすること。
- ・検体の採取及び分析には環境計量士が立ち会うこと。

※1 平成 12 年 1 月 14 日環境庁・厚生省告示第 1 号【改正】平成 12 年 12 月 27 日環境庁・厚生省告示第 3 号

※2 平成 10 年 6 月 16 日環境庁・厚生省告示第 1 号【改正】平成 13 年 3 月 30 日環境省告示第 18 号

※3 昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号【改正】平成 26 年 3 月 20 日環境省告示第 41 号

⑥報告

- ・報告書 5 部をまち美化推進課に提出すること。
- ・報告書には、計量証明事業者（事業の区分は計量の対象物質に応じた区分とする）の環境計量士による計量証明書を添付すること。
- ・報告書の書式等については担当者と協議すること。

(別 紙)

分析項目

a) 放流水の分析項目

ダイオキシン類一式 (PCDDs、PCDFs、Coplanar PCBs)
アルキル水銀化合物
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
カドミウム及びその化合物
鉛化合物
有機燐化合物
六価クロム化合物
砒素及びその化合物
シアン化合物
ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
ジクロロメタン
四塩化炭素
1・2-ジクロロエタン
1・1-ジクロロエチレン
1・2-ジクロロエチレン
1・1・1-トリクロロエタン
1・1・2-トリクロロエタン
1・3-ジクロロプロペン
チウラム
シマジン
チオベンカルブ
ベンゼン
セレン及びその化合物
1・4-ジオキサン
ほう素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)
フェノール類含有量
銅含有量
亜鉛含有量
溶解性鉄含有量
溶解性マンガン含有量
クロム含有量
大腸菌群数
水質一般4項目 (pH、BOD、COD、SS)

b) 地下水の分析項目 (2 検体)

ダイオキシン類一式 (PCDDs、PCDFs、Coplanar PCBs)

アルキル水銀

総水銀

カドミウム

鉛

六価クロム

砒素

全シアン

ポリ塩化ビフェニル

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン

ジクロロメタン

四塩化炭素

1・2-ジクロロエタン

1・1-ジクロロエチレン

1・2-ジクロロエチレン

1・1・1-トリクロロエタン

1・1・2-トリクロロエタン

1・3-ジクロロプロペン

チウラム

シマジン

チオベンカルブ

ベンゼン

セレン

1・4-ジオキサン

塩化ビニルモノマー

水質一般4項目 (pH、BOD、COD、SS)

自社での分析を指定する項目

ダイオキシン類一式（PCDDs、PCDFs、Coplanar PCBs）

水質一般4項目（pH、BOD、COD、SS）

他社での分析を認める項目 <ただし、下記の品目のうち12品目を超えないこと>

アルキル水銀化合物（アルキル水銀）

水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（総水銀）

カドミウム及びその化合物

鉛及びその化合物

有機燐化合物

六価クロム化合物

砒素及びその化合物

シアン化合物（全シアン）

ポリ塩化ビフェニル

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレン

ジクロロメタン

四塩化炭素

1・2-ジクロロエタン

1・1-ジクロロエチレン

1・2-ジクロロエチレン

1・1・1-トリクロロエタン

1・1・2-トリクロロエタン

1・3-ジクロロプロペン

チウラム

シマジン

チオベンカルブ

ベンゼン

セレン及びその化合物

ほう素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）

ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）

フェノール類含有量

銅含有量

亜鉛含有量

溶解性鉄含有量

溶解性マンガン含有量

クロム含有量

大腸菌群数

1・4-ジオキサン

塩化ビニルモノマー

他社での分析を行う場合は、業務処理計画書の提出と同時に、その品目について、まち美化推進課に報告をすること。